資料４－１

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正について

板橋区 都市整備部 都市計画課

１　背景・必要性

担い手不足等による供給力の急速な減少、地域公共交通に関する社会的需要が拡大している状況を踏まえ、集中対策期間（令和７～９年度）での「交通空白」解消や将来的な発生抑制、ひいては持続可能な地域公共交通の実現を図ることが必要であることから、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の一部を改正する法律」が公布され、令和８年１０月１６日に施行されました。



出典：国土交通省ホームページ

２　主な改正の概要

＜自動車地域旅客運送サービス再構築事業＞

「交通空白」等になっている地域で、**地方公共団体**が**運送主体を選定**し、**その運送主体に協力する者をあっせん**することで、**運転者や車両等の輸送資源をフル活用**する「自動車地域旅客運送サービス再構築事業」が創設されました。

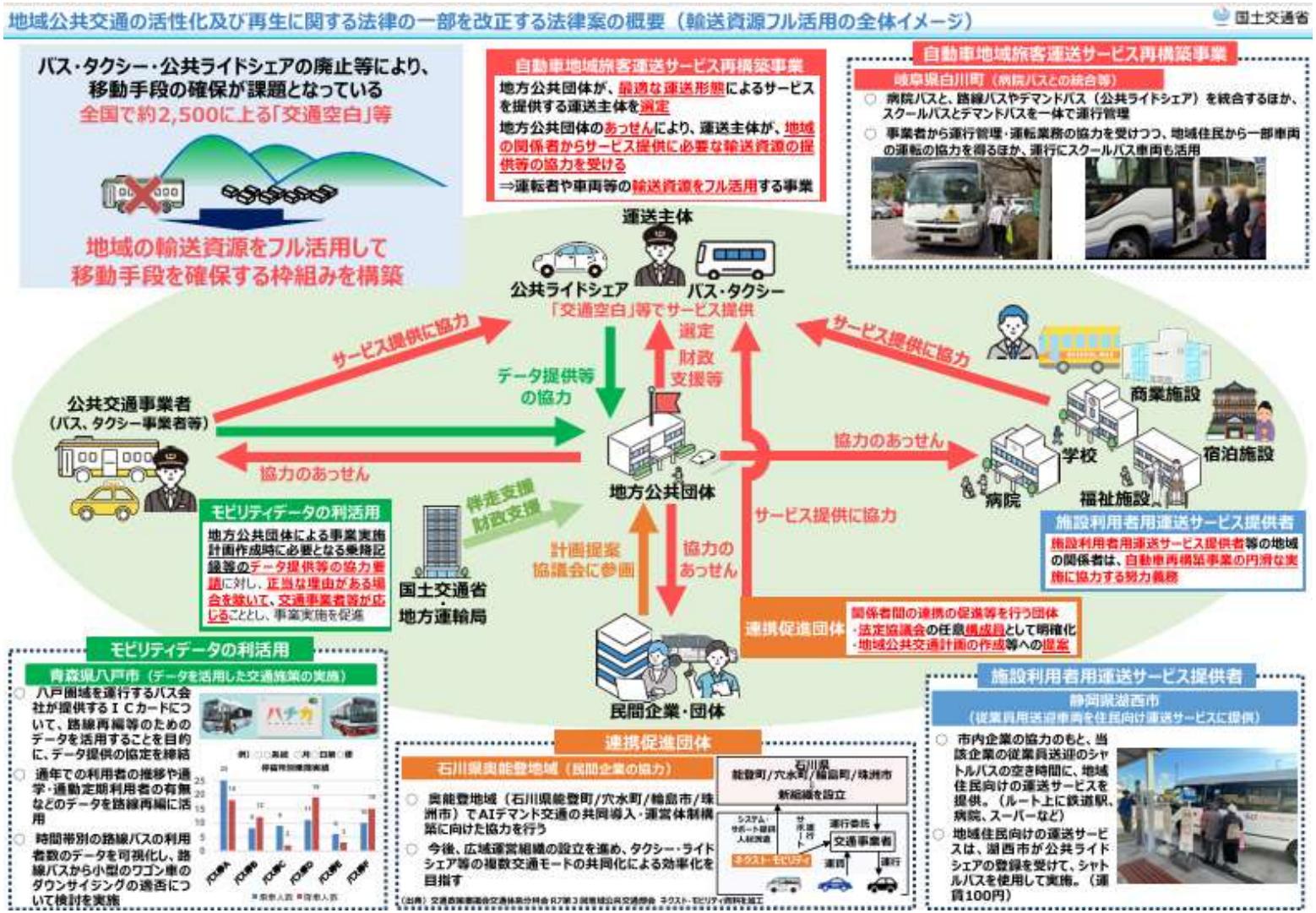
＜連携促進団体の活動推進＞

全国的には、**特に中小規模の市町村**で、交通政策を担う**人材やノウハウが不足**しています。**地域公共交通の課題解決に積極的に取り組む企業や団体**を**「連携促進団体」**として位置付け、その**知見やリソースの活用**により、**地方公共団体の機能・役割を補完**する取組です。

＜モビリティデータの利活用＞

自動車地域旅客運送サービス再構築事業等について、**地方公共団体による事業実施計画作成時に必要となる乗降記録等のデータ提供等の協力要請**に対して、**正当な理由がある場合を除き、交通事業者等が応じること**とし、事業実施の促進を図る取組です。

３　改正概要のイメージ図



出典：国土交通省ホームページ